



県章

山形県公報

令和3年12月3日(金)
第261号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 国土調査の成果の認証……………(農村計画課) ……1185
- 同……………(同) ……1186
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……1187
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……1188
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁西置賜建設総務課) ……同
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……1189
- 都市計画事業の変更の認可の告示……………(同) ……同

教育委員会関係

規 則

- 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則……………1190
- 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(水産研究所) ……1191
- 令和4年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者の募集……………(教育委員会) ……同

告 示

山形県告示第901号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和3年12月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
山形市
- 2 調査を行った期間
平成31年4月1日から令和3年3月19日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
山形市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字漆山及び大字十文字の各一部

- 5 認証年月日
令和3年11月25日

山形県告示第902号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和3年12月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
酒田市
- 2 調査を行った期間
令和2年5月26日から令和3年9月14日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
酒田市地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
北俣の一部
- 5 認証年月日
令和3年11月25日

山形県告示第903号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和3年12月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 調査を行った者の名称
飯豊町
- 2 調査を行った期間
平成29年4月1日から令和3年3月5日まで
- 3 国土調査法第18条の規定により送付があった地図及び簿冊の名称
飯豊町地籍図及び地籍簿
- 4 調査地域
大字萩生の一部
- 5 認証年月日
令和3年11月25日

山形県告示第904号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和3年12月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和3年12月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 新庄次年子村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
村山市大字本飯田字大原口2325番3から 同 熊野山2515番4まで	旧	444.5メートル } 31.0	274メートル
同 上	新	384.1メートル } 31.0	同 上

山形県告示第905号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和3年12月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和3年12月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大石田土生田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
村山市大字土生田字道出4627番1から 同 4610番1まで	旧	1,077.0メートル } 20.5	メートル 385
同 上	新	1,057.7メートル } 20.5	同 上

山形県告示第906号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和3年12月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和3年12月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 新庄次年子村山線
- 2 供用開始の区間 村山市大字本飯田字大原口2325番3から
同 熊野山2515番4まで
- 3 供用開始の期日 令和3年12月11日

山形県告示第907号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において令和3年12月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和3年12月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大石田土生田線
- 2 供用開始の区間 村山市大字土生田字道出4627番1から
同 4610番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年12月11日

山形県告示第908号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年12月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和3年12月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 片倉塩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡戸沢村大字角川字片倉3557番2から 同	3557番14まで	旧	7.5メートル } 5.5	40メートル
同	上	新	9.0メートル } 5.5	同上

山形県告示第909号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年12月3日から同月17日まで縦覧に供する。
 令和3年12月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 片倉塩線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡戸沢村大字角川字片倉3550番1から 同	まで	旧	5.0メートル } 4.0	20メートル
同	上	新	9.0メートル } 4.0	同上

山形県告示第910号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年12月3日から同月17日まで縦覧に供する。
 令和3年12月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 片倉塩線
- 2 供用開始の区間 最上郡戸沢村大字角川字片倉3557番2から
同 3557番14まで
- 3 供用開始の期日 令和3年12月3日

山形県告示第911号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年12月3日から同月17日まで縦覧に供する。
 令和3年12月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 片倉塩線
- 2 供用開始の区間 最上郡戸沢村大字角川字片倉3550番1から
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和3年12月3日

山形県告示第912号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において令和3年12月3日から同月17日まで縦覧に供する。
 令和3年12月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字落合一1697番17から		旧	20.7メートル	61メートル
同 菖蒲字荒砥川端147番14まで			9.8	
同	上	新	27.5メートル } 11.0	同上

山形県告示第913号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和3年12月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 遊佐都市計画道路
 - (2) 名称 1・5・1号遊佐吹浦線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - (1) 追加する部分 飽海郡遊佐町吹浦字内林地内
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧の場所

県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁道路計画課

山形県告示第914号

次のとおり都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があった。

令和3年12月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 鶴岡都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・6・1号道形黄金線
- 2 施行者の名称

山形県
- 3 事務所の所在地

山形市松波二丁目8番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 告示年月日及び番号

令和3年11月25日 東北地方整備局告示第189号

教育委員会関係

規 則

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月3日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第8号

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程（昭和29年8月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を削る。

第7条中第6項を削り、同条第7項を同条第6項とする。

別記様式第1号中「印」を「受命
確認」に改め、同様式の備考第2項及び第3項中「押印する」を「確認した旨を示す」に改める。

別記様式第4号中「印」を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 旅行命令簿及び扶養親族移転料仕訳書の様式については、当分の間、改正後の別記様式第1号及び別記様式第4号にかかわらず、なお従前の例によることができる。

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月3日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第9号

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（昭和40年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「㊟」を削る。

別記様式第5号（第1面）中「㊟」を削り、「本人印」を「本人確認」に、「決裁」を「確認」に、「押印する」を「確認する」に改め、同様式（第2面）及び同様式（第3面）中「本人印」を「本人確認」に、「決裁」を「確認」に、「押印する」を「確認する」に改める。

別記様式第6号（第1面）中「㊟」を削り、「本人印」を「本人確認」に、「決裁」を「確認」に、「押印する」を「確認する」に改め、同様式（第2面）及び同様式（第3面）中「本人印」を「本人確認」に、「決裁」を「確認」に、「押印する」を「確認する」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年12月3日

山形県水産研究所長 阿 部 信 彦

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和3年度漁業試験調査船「最上丸」中間検査受検手続及び上架整備業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県水産研究所総務課 鶴岡市加茂字大崩594 電話番号0235(33)3150
- 3 落札者を決定した日 令和3年11月4日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社ヤマニシ 宮城県石巻市西浜町1番地2
- 5 落札金額 28,490,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和3年9月21日

令和4年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり追加募集する。

令和3年12月3日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	募集定員
山形県立米沢工業高等学校	生産情報	8名

（注）入学志願に係る詳細については、別記「令和4年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項（第2次募集）」に定めるところによる。

別記

令和4年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項（第2次募集）

- 1 志願資格
次の各号の一に該当する者
(1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は令和4年3月卒業見込みの者
(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- 2 募集区域
県下一円
- 3 出願期間
令和4年1月4日（火）から同月11日（火）正午まで
- 4 提出書類
(1) 入学願書
学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）に基づき、入学者選抜手数料として2,200円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。
(2) 履歴書・身上書
学校所定のもの
(3) 写 真
最近3箇月以内に撮影したもの
(4) 調査書

進学用の所定の様式のもの

(5) 健康診断書

学校所定のもので、令和3年4月1日以降に受診したもの

5 選 抜

提出書類によるほか、次のとおり小論文及び面接（プレゼンテーションを含む）により行う。

(1) 期 日 令和4年1月22日（土）

(2) 場 所 県立米沢工業高等学校

(3) 選考方法

イ 小論文（50分）

ロ 面接（15分程度）

6 合格発表

令和4年1月26日（水）午後3時予定

7 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、学校に問い合わせること。